

(別添 2)



# 令和7年度 輸入食品監視統計

令和8年8月  
厚生労働省健康・生活衛生局

## 令和7年度輸入食品監視統計

令和7(2025)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

### 1. 年別の届出・検査・違反状況(表1,図1)

令和7年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,532,256件であり、届出重量は32,277,186トンであった。

検査は届出件数の8.5%にあたる214,030件について実施されている。内訳は、行政検査68,749件(2.7%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査167,020件(6.6%/うち、検査命令72,575件)、外国公的検査機関検査5,227件(0.2%)である。

このうち791件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

### 2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の725,821件(28.7%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の336,589件(13.3%)、横浜285,884件(11.3%)、成田空港211,257件(8.3%)、名古屋152,465件(6.0%)、川崎151,065件(6.0%)、神戸107,326件(4.2%)、福岡105,420件(4.2%)の順であった。

### 3. 主な食品衛生法違反事例(表3,図2)

法違反となった届出件数791件※(延べ違反825件)を条文別にみると、第13条違反の535件(64.8%:違反延べ件数に対する割合)が最も多く、次いで第6条違反の162件(19.6%)、第12条違反69件(8.4%)、第18条違反58件(7.0%)、第10条違反1件(0.1%)の順であった。

※ 791件中、第6条及び第13条違反が1件、第12条及び第13条違反が3件

条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

### 4. 品目別の届出・検査・違反状況(表4,図3)

品目別の届出件数をみると、その他の器具の334,517件(13.2%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで飲食器具284,506件(11.2%)、アルコールを含む飲料207,912件(8.2%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)185,203件(7.3%)、生鮮肉類(内臓を含む)179,051件(7.1%)、割

ぼう具 155,897 件(6.2%)であった。

また、違反状況をみると、種実類の 58 件(7.3%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)57 件(7.2%)、穀類 56 件(7.1%)、菓子類(冷凍食品を除く)及び冷凍食品 49 件(6.2%)、野菜 48 件(6.1%)、飲食器具 47 件(5.9%)の順であった。

品目分類別輸入重量の構成については、図3のとおり。

#### 5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況(表5,図4)

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中華人民共和国の 1,070,871 件(42.3%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでフランス 176,361 件(7.0%)、タイ 154,914 件(6.1%)、アメリカ合衆国 153,582 件(6.1%)、ベトナム 121,117 件(4.8%)、大韓民国 99,728 件(3.9%)の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国の 223 件(28.2%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いでアメリカ合衆国の 75 件(9.5%)、ベトナム 65 件(8.2%)、大韓民国 38 件(4.8%)、インド及びウズベキスタン 36 件(4.6%)の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図4のとおり。